

6 団体交渉

(1) 団体交渉とは

団体交渉とは、労働者と使用者が対等の立場に立って、賃金、労働時間その他の労働条件などを取り決めるための話し合いの場です。よりよい労使関係を確立するためには、まず、話し合いの場である団体交渉に関する知識を深め、ルールを確立し、労使双方が団体交渉を効果的に運用することによって相互理解を深め、信頼関係を生み出していくことが大切です。

また、団体交渉では、要求の根拠となる資料をもとに、常に冷静に臨み、十分に話し合うことが大切です。交渉相手を無視したり、議題から離れた議論に終始したり、誹謗中傷などは厳に慎むべきです。

(2) 団体交渉に対する法的保護

労働組合法は、憲法第28条の規定をうけて「労働者が使用者との交渉において対等の立場に立つことを促進することにより労働者の地位を向上させること、労働者がその労働条件について交渉するために自ら代表者を選出することその他の団体行動を行うために自主的に労働組合を組織し、団結することを擁護すること並びに使用者と労働者との関係を規制する労働協約を締結するための団体交渉をすること及びその手続を助成すること」をその目的として規定

し（労働組合法第1条第1項）、「労働組合の行う正当な団体交渉については刑法第35条（法令又は正当な業務によつてなした行為は罰しない旨の規定）の適用があること」を明らかにするとともに（労働組合法第1条第2項）、「使用者が雇用する労働者の代表者と団体交渉をすることを正当な理由なく拒むこと」を不当労働行為として禁止しています。（労働組合法第7条第2項）

(3) 団体交渉の当事者

団体交渉の当事者は、労働者側については労働組合であり、使用者側については個々の使用者及び使用者団体です。当事者とは、その人又はその団体の名前で団体交渉を遂行し、その成果としての労働協約の当事者となる者であり、実際に交渉の場に出て交渉をする「団体交渉の担当者」とは区別して考えなければなりません。

ア 労働者側の当事者

労働組合法において、労働組合は、単位組合であると連合団体であるとを問わず、団体交渉権を有することが前提とされており、団体交渉の主体となります。

イ 使用者側の当事者

「使用者」とは、労使関係における一方の当事者であつて、個人事業においては、当該個人、法人組織の事業において

は、当該法人そのものを指します。そして、これらの使用者が組織する団体も団体交渉の当事者となることができます。

「使用者の団体」とは、上記の「使用者」の組織する団体をいいますが、使用者の団体は、その定款又は規約等によって規定されている場合、又は個々のケースについて個々の構成員である使用者から委任を受けた場合に限り、労働組合との団体交渉の当事者となるものです。使用者の構成する団体であることから当然に、団体交渉の当事者である資格を有するものではありません。

(4) 団体交渉の担当者

ア 労働者側の担当者

労働組合側の団体交渉の担当者について、労働組合法第6条は、「労働組合の代表者又は労働組合の委任を受けた者は、労働組合又は組合員のために使用者又はその団体と労働協約の締結その他の事項に関して交渉する権限を有する」と規定しています。ここにいる「代表者」とは、組合規約によって選出された者であって、組合規約上、常時組合を代表する地位にある役員を指します。一般に、執行委員長、副執行委員長等といわれる者がこれにあたります。

次に「労働組合の委任を受けた者」については、労働組合から特定の事項について団体交渉を委任された者もその限度で交渉権限を有し、団体交渉の担当者となることができます。この方法をとる場合は、労働組合はその委任を行う際に、委任事項を明確にしておく必要があります。委任の方式は、法律上は書面による必要はありませんが、交渉権限の有無や

その範囲についての紛争を避ける意味においても労働組合としては、委任事項を明確にした委任状を付与しておくことが望ましいといえます。労働組合が団体交渉を誰に委任するかは、一般にその労働組合が自由に決定することができます。よって、組合員に限らず、上部組合の役員等その他その資格に別段の制限はなく、例えば外部の弁護士等に委任することも差し支えありません。

イ 使用者側の担当者

使用者側の交渉担当者については、労働組合法上直接の規定はありません。よって、使用者側の交渉担当者は、当該企業（団体）の内部組織上当該事項について権限をもつ者です。個人企業においては企業主、株式会社における社長、副社長は一般にこの交渉権限をもちますが、例えば工場長、人事部長等もその企業においてその事項につき権限を与えられたときは、交渉担当者となります。

(5) 団体交渉と上部団体

我が国では、個々の労働者が企業別の労働組合に加入し、さらにその組合が構成単位となって産業別の協議体や連合体がつけられています。そして、通常は企業別の組合が中心となって団体交渉が行われています。また使用者は、一般的に企業別組合との団体交渉を強く希望し、その企業別組合が加入している産業別労働組合その他上部団体が団体交渉に関与することを嫌う傾向が少なくありません。

しかし、産業別その他の企業外の上部団体もそれが労働組合である以上、固有の団体交渉権を有することはいうまでもなく、上部団体がその固有の団体交渉権に基づい